

割賦販売法の改正に関する意見書

第1、意見の趣旨

割賦販売法に伴う消費者被害防止のため、現在、産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において割賦販売法の改正作業がすすめられているが、下記の通り信販会社の購入者に対する責任を明確にすること等によって、被害救済の実効性を確保するよう割賦販売法の抜本的改正を求めるものである。

記

- 1、信販会社の不適正与信防止義務（加盟店管理義務）を法文上明記し、違反時には行政処分を法定する。
- 2、現行の抗弁対抗規定（30条の4）だけでは不十分であり、販売契約の不成立・無効・取消・解除事由が存した時などには、既払金の返還等を含め、信販会社は販売会社と連帯して無過失共同責任を負う旨の規定を設けるべきである。
- 3、過剰与信防止義務違反について行政処分の対象とするとともに民事効規定を設けることにより実効性を確保すること
- 4、指定商品制及び割賦払い要件を廃止すること
- 5、個品割賦購入あっせん業者に対し、登録制度の導入などの規制を強化すること

第2、意見の理由

1、はじめに

現代社会においてクレジット取引は、社会生活をする上において無視できないものがあり、それ故にクレジット事業者の役割は重要性をおびることになる。

最近においても高齢者を狙ったりリフォーム工事被害や若者を狙ったキャッチセールス被害、呉服の次々販売被害など、クレジット契約を利用した悪徳商法被害は後を絶たない。

茨城県下においても、訴訟だけでもココ山岡弁護団、ジェイメディア弁護団、アイデック弁護団等が結成され、被害者救済にあたってきた。

これらは、悪質業者が信販会社の加盟店になることによって、代金後払いで高額商品購入可能な利便性を持つクレジット契約を利用することで、消費者の支払能力を無視した強引な販売活動を可能にし、高額かつ大規模な被害を引き起こしている。

また信販会社においても、加盟店の販売活動を通じて顧客を獲得し手数料収入

を得ていることから、「悪質商法を見逃すほど儲かる」仕組となっており、その結果、悪徳商法を助長する構造的な問題を内包しているのである。

現行割賦販売法は、このようなクレジット契約の危険性を排除し公正な取引を確保する有効な法的措置が欠落しているといわざるをえず、悪徳商法の拡大を防止し、被害者を救済するためには、同法を抜本的に改正する必要性がある。

2、不適正与信防止義務（加盟店管理義務）の法定（意見の趣旨第1項）

まず、契約書型クレジットは、信販会社が勧誘や契約申込の場面に立ち会うことなく、クレジット契約締結業務を全面的に加盟店に委ねており、クレジットシステムの提供のもとで、販売店は契約締結さえしてしまえばクレジット会社から代金を一括して得られることから、悪質加盟店による消費者被害が多数発生しており、その大半の業者が倒産し、被害者と信販会社の関係だけが残ることがほとんどである。

信販会社は、クレジットシステムの提供者であり、且つ提携している加盟店の営業活動によってクレジット契約を獲得し利益を得ている以上、消費者トラブルと無関係ではありえなく、当然、加盟店の販売活動や契約履行の確実性等について審査・管理すべきである。

しかし、現行法上は、不適正与信防止義務（加盟店管理義務）が明示されていない。また、信販会社にとっては、不適正与信義務への積極的なインセンティブが欠けるため、様々な行政通達にも関わらず、自主的に加盟店管理義務を果たそうとはしない。

従って、信販会社の加盟店に対する不適正与信防止義務（加盟店管理義務）を法律上明記し、同義務違反については、行政処分の対象とすることが必要不可欠である。

さらに、信販会社がこの調査・管理義務を尽くしているかどうかを事後的に検証するためには、信販会社に加盟店契約書並びに加盟店及び販売契約に関する調査・管理記録の作成・保存・開示を義務づけることなども必要である。

3、信販会社と加盟店の共同責任の法定（意見の趣旨第2項）

現行の抗弁対抗規定（割販法30条の4）では、購入者の支払金の支払停止についてのみ規定しており、既に支払ってきた既払金については、信販会社に返還請求することが規定されていない。

しかし、現行法における「抗弁の対抗」の効果が未払金の支払拒否に止まっている限り、信販会社にとっては、仮に加盟店の販売方法に問題があることを察知したとしても、直ちに加盟店契約を打ち切る等の措置をなすより、購入者にクレジット債務を少しでも長く履行させる方が経済的に有利となるのであるから、被害者救済における実効的効力が弱い。

従って、販売業者と販売代金の支払先が異なるクレジット取引の特性を踏まえてクレジット利用者の取引の安全を確保するためには、現行の対弁対抗規定（30条の4）では不十分であり、販売業者と連帯して既払金の返還を含む無過失共同責任を負うものとする必要がある。

この点、信販会社の加盟店管理義務についての過失責任を前提とした意見もあるが、現行の割賦販売法30条の4が信販会社の過失を問わずに消費者による未払金の支払拒絶を認めていることや消費者契約法5条1項などと整合しない。さらに被害者側が過失立証しなければならないとなれば、多くの被害者が泣き寝入り強いられる結果となり、不適正与信排除の実効性を確保するためにも無過失共同責任とすべきである。政策的にも信販会社による既払金の返還義務が明確化されれば、与信段階での信販会社による加盟店管理が実質化するものと考えられる。

4、過剰与信防止義務の実効性の確保（意見の趣旨第3項）

現行割賦販売法38条は、抽象的な訓示規定にとどまり、同条項違反について行政処分等の対象となる旨の規定がないため、信販会社のずさんな与信審査が横行し、深刻な次々販売被害や多重債務者の発生を招いている原因となっている。

平成18年12月に成立した改正貸金業法においては、多重債務発生の施策として過剰与信禁止規定が整備され、具体的規制が設けられ、その違反行為については行政処分の対象となる旨定められた。

同じく多重債務の原因となる割賦販売取引においても、同様の具体的基準を設ける必要がある。その具体的基準の策定にあたっては、購入者の既存債務の額、年収額、可処分所得額、当該割賦金額・割賦期間等を考慮しうる適切な与信基準とすべきである。

さらに信販会社の過剰与信防止規定を実効的なものとすべく、義務違反行為については行政処分の対象とする旨を法定するとともに、購入者等に対する請求権を制限する民事効的規定を設けるべきである。

5、指定商品制と割賦払い要件の廃止（意見の趣旨第4項）

現行においては、政令で指定商品・役務等を特定し規制対象を限定しているが、新手口で繰り広げられる悪徳商法に対し、結局は規制が「後追い型の救済」とならざるをえないため、指定商品制は廃止すべきである。

また、割賦払要件についても、そもそも、割賦販売法が、クレジット取引の公正を図ることを目的としている一方で、クレジット取引の多様化と量的拡大に伴い、金融知識、法律知識に乏しい一般消費者保護を図ることを目的としていることからすれば、支払回数によって規制を及ぼすか否かを区別する合理的理由はないのであるから、割賦払要件を撤廃し、すべてのクレジット契約を法規制の対象とすべきである。

6、個品割賦購入あっせん事業者の登録制等強化（意見の趣旨第5項）

現行法上、最も被害が多い個品割賦購入あっせんについては、業者の登録制度が存在せず、クレジット契約書面の交付もクーリング・オフも与信業者の義務とされていない。

個品割賦購入あっせん市場を適正化するためには、個品割賦購入あっせん業者の登録制度などの開業規制を導入し、行政権限を定めるとともに、信販会社には契約書面交付義務を定め、クーリング・オフを認めるべきである。

以上

平成 19 年 8 月 8 日

茨城県弁護士会 会長 足 立 勇 人